
プロジェクト	収益認識
項目	第 106 回收益認識専門委員会及び第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 106 回收益認識専門委員会（2020 年 3 月 5 日開催）及び第 427 回企業会計基準委員会（2020 年 3 月 11 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

収益認識会計基準の文案

（開示目的に照らした重要性の判断の指針について）

第 106 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

2. 第168項における開示目的に照らした重要性の判断の指針について、これまで質的重要性と量的重要性のどちらか一方でも重要であれば重要性があると判断するという認識を持っていた。金額的に重要であるのに質的に重要ではないために重要性がないと判断しても良いのか疑問がある。
3. 第168項について、かなりよく整理されたと考えているが、「定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性が乏しいと判断される場合もあると考えられる」という表現の中で「重要性」という表現に矛盾が生じているように見受けられるので、「重要性」という表現を使う必要がないのであれば、もう少し分かりやすくなるのではないかと考えられる。
4. 第168項について、趣旨としては非常に良いものであると考えられる。「重要性」という表現をもう少し整理して、今まで言われてきた一般的な重要性よりもこの開示目的の方が優先するといった趣旨を文章に落とすことができれば一番良いと考えられる。

第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

5. 第 168 項について、数字だけを見て重要性があった場合でも、定性的な要素の観点から重要性が乏しいと判断される場合があるというような考え方は、この会計基準特有の考え方として示したものかどうかという点を確認したい。
6. 第 168 項について、結論の背景に記載することの必要性を含めて検討されたと

考えられるが、「重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられる」という記述が最後にあるので、第168項を残すことに問題はなくなったと考えられる。

「定量的」という表現について、一義的に金額を指すという理解で良いか念のために確認したい。

(残存履行義務の注記に含めるか否かを判断する単位について)

第106回収益認識専門委員会で聞かれた意見

7. 第204項における残存履行義務の注記に含めるか否かを判断する単位に関する考え方について、実務の面で柔軟に対応できるようになると考えられるので、作成者としては支持できる修正である。IFRS第15号との間の整合性も確保されているため、この記載で問題ないと考えられる。
8. 第204項のなお書き（なお、特定の分解区分に関する残存履行義務についての第80-21項の注記に含めることとした場合には、第80-21項の注記に含めた分解区分を注記することが考えられる）について、「考えられる」という表現を付けると、注記しなくてもよいといった意味で読めなくもないので、「考えられる」という表現を付けた事務局の見解を確認したい。

第427回企業会計基準委員会で聞かれた意見

9. 報告セグメントに加えて分解情報を出すような場合は、分解区分とは別に報告セグメント区分ごとに残存履行義務の注記をした方がより分かりやすいケースがあるとも考えられる。分解区分ではなく報告セグメントごとに注記することも可能という理解で良いか確認したい。

(その他について)

第106回収益認識専門委員会で聞かれた意見

10. 第80-7項（注記事項の構成に従って注記を記載しないことができるが、開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記を記載する）について、後段の文章で原則的な取扱いが延べられており、前段の文章で一つの取扱いが延べられているように見受けられるので、後段の文章を先に持ってきた方が第80-7項の趣旨に沿うのではないかと考えられる。
11. 第80-13項について、契約及び履行義務に関する情報の「履行義務に関する情報」と「重要な支払い条件に関する情報」が整理されており、体系的に分かり

やすくなったと考えられる。ただし、第80-2項において第80-14項を参照しているものの、第80-13項の(1)を「履行義務に関する情報」とすることで、第80-2項の重要な会計方針の注記と直接結びつかなくなることも懸念されることが考えられる。

12. 第89-4項（2018年会計基準を適用したうえで本会計基準を適用する場合に表示方法の変更が生じる場合には、適用初年度の比較情報の組替えを行わないことができる）の定めについて、経過措置を設けること自体は賛成する。表示方法の変更について、企業会計基準第24号第16項(3)では、表示方法の変更を行った場合、組替えられた過去の財務諸表の主な項目の金額を注記するように定められているが、今回の第89-4項を定めるにあたり、企業会計基準第24号第16項(3)の注記は不要であると整理されているのか確認したい。
13. 第165項（第80-2項及び第80-3項に従って重要な会計方針として注記した内容を変更する場合、企業会計基準第24号第4項(5)及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」第8項に従い、会計方針の変更の場合に該当する否かの検討が必要になると考えられる）について、文末に「考えられる」という表現を付けているが、「考えられる」という表現を付ける必要はないのではないか。

収益認識適用指針の文案

（収益の分解情報について）

第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

14. 適用指針第 106-4 項において、収益の分解に用いる区分を検討する際の例示として決算発表資料や年次報告書等をあげている点について、四半期財務諸表において収益の分解情報の開示を求めるという前提で考えた際、年次報告書が例示されていることによって、四半期では開示せずに年次のみで開示している内容についても四半期財務諸表で開示しなければならないといった受け止め方をされないように周知する必要があると考えられる。
15. 適用指針の第 191 項（特定の場合に、セグメント情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられる。）について、セグメント会計基準に基づき開示される売上高に関する情報が、マネジメント・アプローチに基づくものであり、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づかないケースが一定程度あるということなのか、確認したい。

(設例 12-1 について)

第 106 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

16. 設例 12-1（変動対価の見積りが制限されない場合）について、前提条件において、「B 社が製品 X を最終顧客に販売した時点で B 社から A 社への支払義務が発生する」とされており、また「X1 年の 12 月 1 日から通常 90 日以内に支払われる」とされていることを踏まえると、X1 年 12 月 1 日時点では支払義務が生じていないとすると、会計処理の仕訳は売掛金ではなく契約資産になるのではないかと考えられる。
17. 前提条件を踏まえると、会計処理の仕訳の借方は契約資産となると考えられる。また、仮に確定しているのであれば、設例 13 と同様に売掛金と返金負債は両建てになるのではないかと考えられる。

四半期財務諸表に関する会計基準の文案

(第 106 回収益認識専門委員会で聞かれた意見)

18. 第 19 項 (7-2) について、「①及び②の事項は、(7)のセグメント情報等に関する事項として記載している場合には、」と記載されているが、この記載では報告セグメントの考え方の体系と収益認識の注記の考え方の体系が一致しなければならないように見受けられるため、「(7)のセグメント情報等に関する事項において、①及び②の事項の内容を含めて記載している場合には、」といったように、記載を工夫した方が良いのではないかと考えられる。

(第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

19. 第 106 回収益認識専門委員会において、四半期財務諸表における収益の分解情報の開示は抵抗があるとの意見が寄せられている点について、事務局の提案としては、セグメント情報との関係で実務上の配慮をしたうえで最終化を図ることだと理解しているが、専門委員会の意見に対して今後どのように対処していく予定であるのか確認したい。
20. 仮に今回の事務局提案のような形で最終化が図られたとしても、作成者としては負担が増す可能性があり、また年次報告書では開示できる内容でも四半期報告書では時間の制約等から開示できないといった内容があるかもしれないことを踏まえると、利用者にとっても望ましい定めになっていない可能性があると考えられるので、例えば適用後レビュー等を行い、検証していくことも必要では

ないか。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の文案

(第 106 回收益認識専門委員会で聞かれた意見)

21. 第 20-3 項について、例えば工事未収入金といったようなイメージが沸いていれば良いが、「他の資産」と表現してしまうと、金融資産以外のその他の資産と一緒になった状態で表示されることもあると考えられ、その場合の対応の仕方などの議論が生じる可能性があるので、記載を検討した方が良いのではないかと考えられる。

コメント対応案

(第 106 回收益認識専門委員会で聞かれた意見)

22. コメント 15) について、適用指針における契約資産の科目の例示を国土交通省告示の科目名称に合わせることを要望するものだが、工事契約会計基準の設例の中で「工事未収入金」という勘定科目が示されていることによって実務に混乱が生じているという話は聞かないので、コメント対応案の内容で問題ないのではないかと考えられる。
23. コメント 50) について、コメントの趣旨としては、「IFRS 第 15 号の開示規定をそのまま取り込むとはいえ、日本基準に IAS 第 1 号第 122 項に相当する規定がない中で、収益に関してのみ会計基準の適用における重要な判断の開示規定を設けた趣旨を結論の背景に記載したほうが良いのではないか」という点だと考えられるので、この点を踏まえて対応を検討することも考えられるのではないか。
24. コメント 92) について、設例 13 と設例 12 は異なる内容のものである旨が対応案に記載されているが、もう一度対応案の記載を見直した方が良いのではないかと考えられる。
25. コメント 92) に関連して、設例 28（履行により認識される顧客との契約から生じた債権）においては債権と返金負債が両建てとされている一方で、設例 12 においては債権から直接減額されている点について、説明又は前提条件の追加が必要であると考えられる。設例 28 は支払義務が発生しているが、設例 12 は支払義務が発生しておらず契約資産になるのではないかとといった点も踏まえて対応した方が良いのではないか。

26. コメント 113) について、会計基準第 3 項は仮想通貨を会計基準の対象から除外することを定めているだけであり、会計処理の仕方については第 108-2 項に記載していることを踏まえ、コメントへの対応欄には第 108-2 項の参照を記載した方が良いのではないかと考えられる。

公表にあたって

(第 106 回収益認識専門委員会で聞かれた意見)

27. 残存履行義務に配分した取引価格の注記の実務上の便法について、「当該実務上の便法に加えて、Topic 606 において、IFRS 第 15 号に追加して定められた実務上の便法を含めた」とされているが、Topic 606 として IFRS 第 15 号に追加したものではないと考えられるので、「IFRS 第 15 号に基づく実務上の便法に加えて、収益認識会計基準では、Topic 606 に別途定められている実務上の便法についても含めた。」というように記載を見直してはどうか。
28. 適用時期及び経過措置に係る記載について、「2018 年会計基準等について、改正会計基準等が公表された時点で適用時期を迎えていない（すなわち、2018 年会計基準等の早期適用が可能である。）ことが考えられる」とされているが、「迎えていないと考えられる」ではなく「迎えていない」状況かと考えられるので、「本改正会計基準等が公表された時点においては、2018 年会計基準等については適用時期を迎えておらず早期適用が可能であることから」といった記載を検討してはどうか。

以 上